

自然公園法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

平成 27 年 5 月
自然環境局

1. 改正の趣旨

近年、導入量が増加している太陽光発電については、国立・国定公園内においても導入の検討が行われています。特に、大規模発電容量の施設を設置するにあたっては、広大な敷地を必要とする点などの形態的な特性を踏まえ、景観や動植物への影響に配慮し自然環境との調和を図るために、自然公園法上の審査の考え方を整理することが必要となっています。

環境省では、大規模太陽光発電施設の自然公園内への設置に係る審査の考え方を明確化するにあたっての基本的な考え方を整理するため、平成 26 年 9 月に「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方検討委員会」を設置しました。平成 27 年 2 月までに計 4 回の検討委員会を開催し、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）を取りまとめました。

現在、国立公園・国定公園の特別地域（特別保護地区及び海域公園地区を含む）内における太陽光発電施設の設置については、自然公園法施行規則第 11 条第 13 項に規定された審査基準により許可等の可否について判断を行っています。今回、「基本的考え方」を踏まえ、自然公園法施行規則に規定する工作物の新築、改築及び増築に関する審査基準に、太陽光発電施設に係る審査基準を追加することとしたものです。

2. 改正の内容

I. 特別地域内の行為の許可基準（自然公園法施行規則第 11 条）の追加

- (1) 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- (2) 以下のイ～ハの規定によること。ただし、同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が 2,000 平方メートル以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。

イ 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。

- i) 特別保護地区、第一種特別地域又は海域公園地区
- ii) 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの

- ① 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
 - ② 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
 - ③ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
 - ④ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
- ロ 当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- ハ 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- (3) 以下のイ～ホの規定によること。同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、以下のi)～iii)に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。
- i) 学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - ii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
 - iii) 農林漁業に付随して行われるものであること。
- イ 当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
- ロ 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
- ハ 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上離れていること。
- ニ 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域において行われるものでないこと。
- ホ 支障木の伐採が僅少であること。
- (4) 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- (5) 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。
- (6) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (7) 当該行為による土砂及び濁水の流出のおそれがないこと。
- (8) (1)～(7)の規定については、既存の工作物の上面又は側面に設置するものについては、この限りでない。

II. 普通地域内における届出を要する工作物の基準（自然公園法施行規則第 14 条）の追加

「基本的考え方」においては、国立・国定公園の普通地域においても、大規模な太陽光発電施設について、対応を検討するべきであるとされました。このことを踏まえ、自然公園法施行規則第 14 条の「普通地域において届出が必要な工作物の基準」に項目を以下のとおり追加することとしました。

「太陽光発電施設のうち同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が 1,000 平方メートルを超えるもの」

3. 今後の予定

公布：平成 27 年 5 月 19 日（火）

施行：平成 27 年 6 月 1 日（月）

（自然公園法施行規則第 14 条の改正内容については、8 月から着手する行為に適用）